

人事行政の運営等の状況について

朝来市の人事行政運営等について、市民の皆さんに理解していただくため、「朝来市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、給与、服務等について、平成27年度の概要を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況(H27.4.1～H28.3.31)

採用	10人
退職	17人

(2) 職員数の状況(各年度4月1日現在)

平成28年度	328
平成27年度	323
差引	5

(注) 上記の数値は、教育長を含んだ数値です。

2 人事評価の状況

・平成27年10月～平成28年3月における目標管理評価の結果

評価結果判定区分 (100点満点)	該当職員	構成比
S(86点以上)	0	0%
A(71点以上85点以下)	164	50.2%
B(56点以上70点以下)	158	48.3%
C(41点以上55点以下)	1	0.3%
D(40点以下)	4	1.2%
計	327	100.0%

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
27年度	人 31,668	千円 24,294,719	千円 873,823	千円 2,754,939	% 11.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
27年度	人 303	千円 1,155,759	千円 210,960	千円 436,727	千円 1,807,446	千円 5,965

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	一般行政職	技能労務職
平均給料月額	324,982 円	314,650 円
平均給与月額	380,934 円	348,580 円
平均年齢	42.5 歳	49.5 歳

(4) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	一般行政職	技能労務職	国・県の制度(一般行政職)	
			国	兵庫県
大学卒	163,600 円	—	174,200 円	177,546 円
高校卒	142,100 円	149,000 円	142,100 円	143,863 円

(5) ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在)

平成27年度	平成26年度
96.6	97.1

(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の「行政職俸給表(一)」の適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成27年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	249,425	283,725 円
	高校卒	該当なし	該当なし
			349,460 円
			286,000

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事 書記	主事 書記	主任 主査	上席主査 係長 課長補佐	副課室長	課長 課参事	理事・危機管理監 統括部長・会計管理者 教育部長・部長 担当部長・局長 公室長・次長	
職員数	13 人	18 人	52 人	86 人	11 人	21 人	29 人	230 人
構成比	5.7 %	7.8 %	22.6 %	37.4 %	4.8 %	9.1 %	12.6 %	100.0 %

(注) 「朝来市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。

(8) 職員手当の状況(平成27年度)

① 期末・勤勉手当

朝来市	国
(27年度支給割合)	(27年度支給割合)
期末手当 2.60 月分	期末手当 2.60 月分
勤勉手当 1.5 月分	勤勉手当 1.5 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

② 退職手当

朝来市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)

③ 特殊勤務手当

支給実績(27年度決算)	1,294 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	258,768 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	1.6 %
手当の種類(手当数)	5

④ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	64,820 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	276 千円

⑤ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人につき6,500円 ・配偶者がいない場合、1人目は11,000円 ・満16歳から22歳年度末までの子は5,000円を加算	同一	
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,001円~55,000円 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55千円以上 27,000円 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住宅 上記額の1/2の額	同一	
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(通勤距離が片道1km未満である職員を除く) ・交通機関等利用 運賃等相当額(鉄道等利用者は6箇月定期券の額) 支給限度額 55,000円(1箇月あたりの運賃等相当額) ・交通用具利用(1km以上) 通勤距離に応じて1,000円~26,700円	一部異なる	交通用具利用 国は、24,500円以内 2km未満無支給

(9) 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	865,000 円	989,000円 / 259,000円
	副 市 長	684,000 円	816,000円 / 325,000円
	収 入 役	- 円	
報 酬	議 長	441,000 円	545,000円 / 230,000円
	副 議 長	363,000 円	474,000円 / 200,000円
	議 員	324,000 円	442,000円 / 180,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(27年度支給割合) 4.10 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 4.10 月分	

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的な職場) 平成27年4月1日現在

勤務時間		休憩時間	週休日	1週間の正規の勤務時間
開始時刻	終了時刻			
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後0時から午後1時まで	土曜日、日曜日	38時間45分

(2) 年次休暇の取得状況(H27.1.1~H27.12.31)

概 要	平均取得日数	備 考
1年につき20日付与 ※翌年に繰越可能(最大20日)	7.4日	年間を通して在職した一般職員の平均です。

5 職員の休業に関する状況

(1) 種類

休 業 等	育 児 休 業	子を養育するため、子が3歳に達するまで休業することができる制度
	育 児 短 時 間 勤 務	子が小学校就学の始期に達するまで、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度
	部 分 休 業	子が小学校就学の始期に達するまで、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間)について、勤務しないことが認められる制度。

(2) 取得状況(平成27年4月1日~平成28年3月31日)

- ・育児休業 5人
- ・育児短時間勤務 0人
- ・部分休業 3人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分 限 処 分	件 数	備 考
	職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的とします。	3件

(2) 懲戒処分の状況

懲 戒 処 分	件 数	備 考
	職員の一定の義務違反に対する責任を問うための処分、公務における規律と秩序の維持を目的とします。	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除することがあります。条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか、「朝来市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しています。

(2) 営利企業等の従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法第38条の規定により、営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けて、営利企業等に従事することが認められています。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、本市においても、朝来市職員の退職管理に関する条例を制定しました。条例に基づき届け出のあった職員数については下記のとおりです。

(1) 対象者

公表前年度に退職した営利企業等へ再就職した課長職以上の職員(他自治体との交流による割愛退職等を除く)

(2) 再就職状況の概要

退職時の職位	退職者数	再就職先			再就職者合計
		再任用	市嘱託職員	民間企業	
部長職	4	1		3	4
次長職					0
課長職	3	2			2

※営利企業等に再就職した職員は、退職後2年間は、退職前5年間に担当していた業務に関連して職員に働きかけをすることを禁止しています。

9 職員研修の状況

区分	実施場所等	研修内容	受講者数(人)
独自研修		新任職員研修(前期・後期)	12
		監督職研修	23
		監督職研修(フォローアップ)	26
		新行政不服審査法職員研修	100
		人権研修	286
		人事評価制度研修	65
一般研修 (階層別研修)	兵庫県自治研修所	中堅職員研修	3
		監督職研修	3
	但馬広域行政事務組合	管理職研修(副課長・課長級)	1
		新任職員研修(前期・後期)	15
特別研修	自治大学校	第2部課程175期	1
		公務員倫理指導者養成研修	1
		市町研修企画担当者研修	1
		市町職員接遇指導者養成研修	1
		行政法研修	2
		政策形成実践研修	1
		女性リーダー育成研修(前期)	2
		女性リーダー育成研修(後期)	2
		クレーム対応向上研修	4
		地域の元気人材フォーラム	1
	全国市町村国際文化研修所	地方公営企業経営の基本	1
		自治体職員のためのマーケティングの基本	1
		医療通訳基本研修	1
	兵庫県(市町振興課)	実務担当者研修など	13
	兵庫県市町村振興協会	パソコン研修	36
	但馬広域行政事務組合	法制執務・行政法・地方自治法・人権啓発研修など	20
その他	自治体契約をめぐる法律上の諸問題と対策セミナー	1	
センター派遣	(一財)地域活性化センター	(一財)地域活性化センター派遣	1
大学院派遣	兵庫県立大学	兵庫県立大学大学院派遣	1
合		計	634

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

区分	内容
職員の保健等に関すること	職員健康診断の実施 受診者数 216人
共済組合	職員は、地方公務員を対象とする社会保険制度である兵庫県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合兵庫県支部に加入し、職員と市が分担拠出する財源により医療や年金の給付を受けています。
職員互助会	職員の福利厚生の実施について、(財)兵庫県町村職員互助会又は兵庫県学校厚生会及び朝来市職員会等を通じて福利厚生事業を行っています。 ■会員数 (財)兵庫県町村職員互助会 320人 兵庫県学校厚生会 5人 朝来市職員会 325人

(2) 公務災害等の認定状況

公務災害	通勤災害	計
1件	0件	1件

11 職員の競争試験及び選考の状況

(単位:人)

試験の種類	職 種	受験者数	合格者数	競争率
競争試験	一般行政職(高校新卒)	7	2	3.5
	一般行政職(事務職)	23	3	7.7
	一般行政職(身体障害者)	1	1	1.0
	一般行政職(土木職)	1	0	-
	一般行政職(文化財専門員)	1	0	-
	一般行政職(社会人経験者)	24	3	8.0
	保育士	16	4	4.0
	保健師	8	2	4.0
	管理栄養士	14	2	7.0
	臨床心理士	3	1	3.0
	技能労務職(技能員)	30	1	30.0
	技能労務職(調理員)	9	1	9.0

(注) 上記は、平成28年4月1日付け採用に係る競争試験の状況です。